

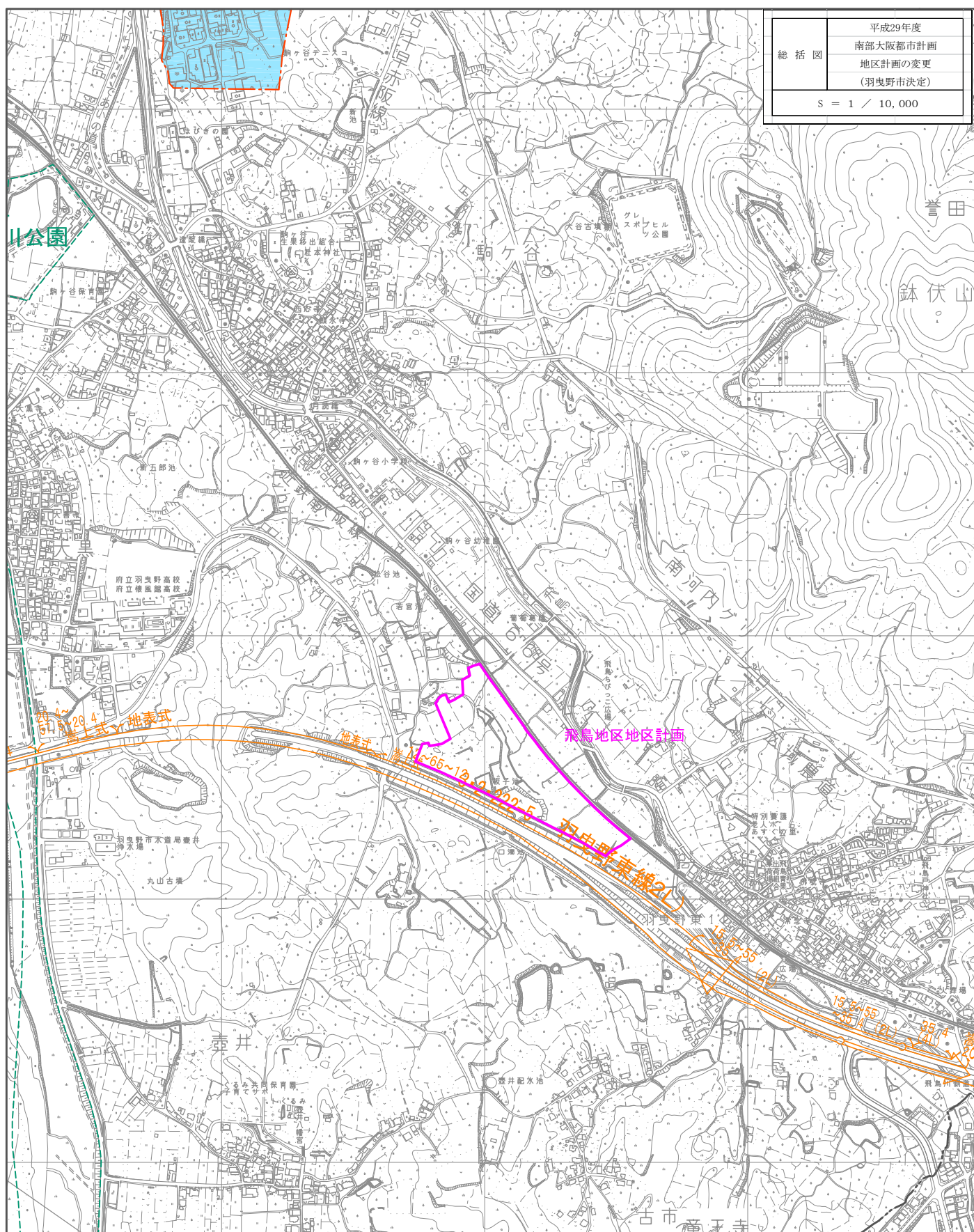
南部大阪都市計画地区計画(飛鳥地区)の変更（羽曳野市決定）

都市計画飛鳥地区地区計画を次のように変更する。

当初:平成25年7月31日 市告示第205号
変更:平成28年10月17日 市告示第220号
変更:平成30年2月7日 市告示第 28号

名 称		飛鳥地区地区計画		
位 置		羽曳野市飛鳥、大黒及び駒ヶ谷地内		
面 積		約 4.9ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、羽曳野市の東南部に位置し、南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジに近接していることから、交通アクセスの利便性を活かした優良な工業的業務地の形成を図るため、地区計画の策定により、建築物等の規制、誘導を行い、秩序ある地区の形成を行う。		
	土地利用の方針	交通アクセスの利便性を活かした良好な工業地区の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針	周辺環境に配慮し、緑地、その他公共空地（調整池）を地区施設として位置づける。		
	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物に関する制限を定める。		
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かな潤いのある街並みの形成を図るため、道路沿いの緑化に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	緑地1 面積約1,511㎡	
		その他公共空地（調整池）	調整池1 面積約801㎡ 調整池2 面積約616㎡ 調整池3 面積約310㎡ 調整池4 面積約130㎡	
	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)工場（建築基準法別表第2（ぬ）項第3号（1）、（2）、（4）、（7）から（20）まで及び（る）項第1号の欄に掲げる事業を営む工場並びに廃棄物処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を要する事業及び第15条第1項の規定による許可を要する施設は除くものとする。） (2)前号に附属するもの	
		建築物の容積率の最高限度	150%	
		建築物の敷地面積の最低限度	30,000㎡	
		建築物等の高さの最高限度	26m	
		建築物の緑化率の最低限度	20%	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣あるいは鉄柵・パイプフェンス等透視可能なものとし、さくの内側に沿って緑化を施したものとする。		
備 考				

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」



計画図

平成28年度
南部大阪都市計画
地区計画の変更(案)
(羽曳野市決定)

S=1/2500

凡 例

地区計画及び地区整備計画区域



地区
施設

緑地



その他公共空地(調整池)



○南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(制定 平 25. 11. 14 条例 30)

改正 平 30. 3. 28 条例 14

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項及び都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 39 条第 1 項の規定に基づき、南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限及び建築物の緑化率(同法第 34 条第 2 項に規定する緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、都市緑地法、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)及び地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途に関する制限)

第 4 条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 工場(法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号(1)、(2)、(4)、(7)から(20)まで及び(る)項第 1 号に掲げる事業を営む工場並びに廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 1 項の規定による許可を要する事業及び第 15 条第 1 項の規定による許可を要する施設は除く。)

(2) 前号に掲げる建築物に附属するもの

(建築物の容積率に関する制限)

第 5 条 建築物の容積率は、10 分の 15 以下でなければならない。

(建築物の敷地面積に関する制限)

第 6 条 建築物の敷地面積は、30,000 平方メートル以上でなければならない。

(建築物の高さに関する制限)

第 7 条 建築物の高さは、26 メートル以下でなければならない。

(かき又はさくの構造の制限)

第 8 条 道路に面するかき又はさくの構造は、生垣、鉄柵、パイプフェンス等透視可能なものとし、さくの内側に沿って緑化を施したものとする。

(建築物の緑化率の最低限度)

第9条 地区計画の区域内において、建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築した建築物を維持保全する者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの

(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと市長が認めて許可したものについては、第4条又は第6条の規定は、適用しない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条から第7条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者とし、建築物が完成した後においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者)は、300,000円以下の罰金に処する。

3 第1項第3号又は前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して各本項の罰金刑を科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平 30. 3. 28 条例 14)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。